二　前号に掲げる場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかつたものである場合であつて、法第五条の二第一項の認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると当該病院の所在地の都道府県知事が認めるとき	
第七条の二の二　（略）	**第七条の二**　（略）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
（削る）	2　法第十二条第二項第一号の厚生労働省令で定める区域は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域（法第三十条の四第六項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。
2・3　（略）	3・4　（略）
第九条の二の二　（略）	**第九条の二の二**　（略）
一～十五　（略）	一～十五　（略）
十六　第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項の状況	十六　第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保、第七条の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項の状況
2～4　（略）	2～4　（略）
別表第一（第一条の二の二関係）　（略）	**別表第一**（第一条の二関係）　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。